

(第一類 第十一号)

第十三回国会 通商産業委員会議録 第五十五号

(一一四三)

昭和二十七年六月十七日(火曜日)  
午前十一時二十分開議

出席委員  
委員長 中村 純一君

理事高木吉之助君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事今澄

阿左美廣治君 江田 斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義照君 多田 勇君

土倉 宗明君 永井 要造君

福岡 一君 南 好雄君

高橋清治郎君 中村 寅太君

加藤 錠造君 横田基太郎君

青野 武一君

出席國務大臣 通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員 通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業事務官(通商機械局車両部長) 吉岡千代三君

委員外の出席者 参議院議員 境野 清雄君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月十七日

委員村上勇君及び横田甚太郎君辞任につき、その補欠として多田勇君及び田代文久君が議長の指名で委員に選任された。

六月十六日

自転車競技法等の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一二号)

同月十四日

日本力の製作所持に関する法律制定等の請願(本多市郎君外三名紹介)

(第三六六四号)  
同(星島一郎君外三名紹介)(第三六五号)  
同外三件(増田甲子七君外三名紹介)  
(第三六六六号)  
中央貿易促進に関する請願(梨木作  
次郎君紹介)(第三六九九号)  
特定中小企業の安定に関する臨時措  
置法案案中にねん糸業指定の請願(福  
田篤泰君紹介)(第三七〇〇号)  
電源開発に関する請願外二件(赤松  
勇君紹介)(第三七二二号)  
同(田中鐵之進君紹介)(第三七四九  
号)  
同日  
の審査を本委員会に付託された。

輸出取引法案に関する陳情書(日本  
羊毛工業連合会会長吉田初次郎)(第  
二四一三号)

臨時中小企業安定法制定に関する陳  
情書(福井県經濟部鐵維課長勝山政  
俊)(第二四一四号)

同(山梨県議會議長小田切彰)(第二  
四五号)

日中貿易再開促進に関する陳情書  
(関西織維機器工業会会長松田寅之  
助)(第二四一六号)

只見川電源開発流域変更案実施促進  
に関する陳情書外一件(新潟県村村  
会長中山龍次外二名)(第二四一八  
号)

六月十七日

自転車競技法等の一部を改正する法  
律案(參議院提出、參法第一二号)

日本力の製作所持に関する法律制定  
等の請願(本多市郎君外三名紹介)

本日の会議に付した事件

て、各関係官庁、言論機関、一般学識経験者といわれる人をもつて組織するのだろうと思はいますが、通産省にちよつとお尋ねいたしたいのは、これは諮問機関であるからその答申の通り行政処分をしなくてよいといいう場合がでるべきだらうと思います。私がこれをお尋ねいたしたのは、新設許可が非常にせり合つておりますので、いろいろな取引があるよういわれておるのですが、その点をここではつきりしておいていただきたい。

本間政府空氣

議会は諮問機関でありますので、その決定で大臣が決定をいたしまする処分がまつたく拘束されるというふうには私どもは解釈いたしておらないわけであります。しかしながら御指摘になりますたような場合は、選ばれました委員の方でも十分諸般の情勢を勘案いたしまして、適当な処置を決定してくださるものと考えておりますので、実際問題といったしましてはせり合いの關係で处分が非常にしにくくなるということは、そう心配しなくてもいいのではないかと考えております。できるだけ私どもの方では運営審議会の議を尊重いたしまして便宜をいたして参りたいと考えております。

牛面ばかりを指摘する必要はないと思  
います。この改正案は参議院の御提出  
になつてありますが、おそらく並々な  
らぬ苦心と検討を加えてこれはおつく  
りになつたことで、境野さん始めいろ  
いろ御苦心のほどは大体私承知いたし  
ておるのであります。ただ一つ心配に  
なりますのは、依然として競輪廃止の  
意見が世の中の一部に相当ございま  
す。この改正案で、競輪をよりよい娛樂  
設備とすると同時に、その結果として  
国庫の収入となつて、中小企業の培養  
になる、それから地方財政を潤すとこ  
ろの源泉となる、こういうふうに持つ  
て行かれるのだろうと思う。そこで私は  
は冒頭に、これで大体目的を達せられ  
ると確信されておりますかどうかを伺  
いましたところが、提案者を代表して  
境野さん、並びに通産当局から、まず  
これで相当数歩をその健全娛樂の方に  
持つて行つて、弊害も矯正できるとい  
うようなお答えがありましたので、私は  
は一応それを信頼いたしました。

そこで俗にのみ屋とかなんとかいう  
のがつて、これはたいへんな暴利を  
むきぼつたり、また社会悪を流してい

○吉岡(千)政府委員 お客様から購入の

おいて罰則に触れるかどうかといふ点につきましては、法務省の検察局の解説によりますと、これは昭和二十五年の六月に通牒を出しておるわけでございまして、昔で申しますと、司法省の刑事局長の通牒、こういうことになると思います。これによりますと、いわゆる取次の場合にも、現行法においても罰則に触れるという通牒を出しておるわけでございます。そこで昭和二十五年問題になりましたのは、神戸の事件でございまして、これはこの解説によりまして、有罪の判決がされ、また被告も服罪をしたということを聞いておりまして、私どもいたしましては、この解説で行けるものと実は考えておつたわけでござります。ところが最近におきまして、京都並びに大阪の裁判所におきまして、この点に若干主義があるということで、無罪の判決があつたわけでござります。これにつきましては、ただいま検察庁の方で検事控訴の手続をとつていただきております。しかしながらいずれにいたしましても、少くとも文字の上ではさらにこれを明確にいたすことが、今申しまし

3

○吉岡（千）政府委員 さようでござい  
ます。

○小金委員 そうすると、これに該当するものを取締るということは、これで一応わかりますが、この條項だけでこの弊害は取除けるとは私は思えない。こういうような不特定多數というなか／＼むずかしい問題もありますので、会員組織で何人かでやつたらどうなるかというようななこともありますし、これだけでいわゆる関西方面に非常に著しい弊害を発生し、さらに関東方面にも及ぼそうというようなのみ行為、またこれに類似するようなものを根絶することがができるとは、私は一応考えられないのですが、何かほかにこれと並行して、こういう弊害を除去することを考えておられますか、伺いたいと思ひます。

○境野參議院議員 ただいまの車両部長のお話を私の方から補足したいのです。大体從来におきまするのみ行為というものを、私の方で調べました結果は、一応各会社なら会社を全部一人の男がまわつて歩く。そうして名

と思つて、競輪に使い込んだと言つておる。けれどもその実はほかのあまりよくない方に使い込んでゐる。こういうわけで競輪が犯罪の言い訳の種に相当使われておる実例があると私は聞いておるのであります。しかしながらこの競輪が一方においては自転車産業及びこれに関連する産業のために国庫納付金として相当の役に立ち、もう一つは地方財政に相当な潤いを与えておるというようなことと、従業員がまたこれによつて一応安定した職場を持つておる、こういうようなことでそういう點から

卷之三

委託を受けまして、いわゆる文字通りのむと申しますが、現実に購入せずして、これをのみました場合には、現行法においても罰則に触ることになります。ただその場合に、具体的の例といたしましては、メツセンジヤーと申しますか、使いを使いまして、購入をしておる。それで競輪場におけるはずれました車券を拾い集める等の方法をとりまして、裁判の際に証拠として出す。こういうふうな場合があるようでござります。そこでそれならばわゆる車券の購入取次という場合に

100

た実例に徴しましても必要があると考えますので、今回改正法案の第十九條に、これをはつきりと、委託の場合にも罰則に触れるということにいたしましたので、これが施行されると、こういふ問題は解消するわけでございます。

るというようなお話をあります。されを数字的に見るならば、どういふことがありますか。これはお調べがありませんでしたら、通産当局の方からお答えを願います。

○吉岡(千)政府委員 現在最も標準に弊害が出ておりますのは、大阪地区のよう聞いておりまして、大阪府ならびに大阪市からの報告によりますと、大阪市内におきまして、二千軒以上のいわゆる取次業というものが、店舗を構えてやつてあるというように聞いております。

○小金委員 その取扱いの金額は、推定されるどどのくらいになりますか。

○吉岡(千)政府委員 この点につきまして、大阪府、市の報告によりますと、推定でございますが、三千万円程度の取扱いをやつておるということを聞いております。これは一箇月でございます。

○小金委員 そうすると、それは正規の車券の売上げに対して何パーセントくらいになりますか。

○吉岡(千)政府委員 大阪地区の売上げにつきまして、二割以上に当るというふうなことを聞いております。

○小金委員 これは私の知るところでは、犯罪として検挙したところが、ある裁判所では有罪の判決を下したが、ある裁判所では車券を買うことを委託されたのだから、どうもいわゆるのみ行為にならないと言つて、犯罪を構成しないのじやないかというふうな——判決が中間的な意見が知りませんが、そういうことがあつたと言いますが、その実態は一体どんなものでありますか。

それを明確にいたすことが、今申しまし

た実例に徴しましても必要があると考えますので、今回改正法案の第十九條に、これをはつきりと、委託の場合にも罰則に触れるということにいたしましたので、これが施行されると、こういう問題は解消するわけございます。

○小金委員 そうすると、今の改正法案の第十九條の第一項の第二号「業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けた者」これに該当するものを言うのですか。

○吉岡(十)政府委員 さようござい

ます。

○小金委員 そうすると、これに該当するものを取締るということは、これで一応わかりますが、この條項だけでこの弊害は取除けるとは私は思えない。こういうような不特定多数といいうなか／＼むずかしい問題もありますので、会員組織で何人かでやつたらどうなるかというようなこともありますし、これだけではわゆる関西方面に非常に著しい弊害を発生し、さらに関東方面にも及ぼすそういうようなのみ行為、またこれに類似するようなものを根絶することができるとは、私は一応考えられないのですが、何かほかにこれと並行して、こういう弊害を除去することを考えでおられますか、伺いたいと思ひます。

○猪野參議院議員 ただいまの車両部長のお話を私の方から補足したいのであります。大体從来におきまするのみ行為といふものを、私の方で調べました結果は、一応各会社なら会社を全部一人の男がまわつて歩く。そういうして名

刺の裏にその会社のいわゆる車券を買いましたものを書きまして、そうして次の日その配当金を持つてまわる。あるいはまた、今小金さんからお話をありましたよな形におきました、クラブをつくつて会員組織でやつておる。またもう一つは、先ほど車両部長からもお話をありました通り、大びらに店を開いておりまして、そこへ学生のアルバイトを相当雇つておいて、各競輪場へ配置して、競輪場で当らない車券を全部捨ててありますので、これを拾つて来て、もどつてこれを処理しておる。こういうようなことが大体從来のみ行為でありますので、私の方といいたしましては、それに対するたいまの十九條と、もう一つ十八條の二に、「競輪に関する、勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者」という一項を入れましたので、これによりまして、ただいま会社をまわりますように見得られますが、一つと、それからただいまの十九條にいたしましても、私の方は二つの解釈をしておるのでありますので、たといそれが損をいたしましても、何をいたしましても、反復継続の場合は、業自体が法律的に反復継続の行為をさせて財産上の利益を図つた者」というのも取締り得る、これは業である。それからその後段の財産上の利益をはかる、これでもうけているのだ、こう続しておるもののは、これは業である。ますので、たといそれが損をいたしましても、何をいたしましても、反復継続の大体のものは取締り得る、こう

いう考え方から行きまして、今の二つの罰則によつて、「店ののみ屋の行為」が、さらに弊害を除くためには、いろいろなその場その場に生じた現象をつかまえて、またそれべの方法をとられることと私は信じておりますので…。一時競輪場が騒がしくなつて、たしか二箇月か三箇月自粛と称してやめておるのであります。

五條 十六條というような面におきましてして、大体競輪場に對しての問題を、通産省自体の権限でやり得る、言いかえますなら、十六條の違反行為に對する処分というような面におきまして競輪の開催の停止、その他必要な事項を命ずることができるという様な條項がありますので、今後は前轍を踏まずに、はつきり通産省自体といたしまして、これは取締りができる、こういう確信を持つておる次第であります。

○小金委員 賽覆の原因の一つとして、選手がやおちようをやるというのがしば／＼あるそうでござります。それらの弊害の取締りは、一体どういうふうになりますか。

○吉岡(十)政府委員 遺憾ながら御指摘のように、時といたしまして、選手のやおちようの問題がござります。これにつきましては、まずその根本的原因として、選手の素質の向上をはかることが、ます最も必要であろうということを考えまして、一昨年来競輪選手の訓練場を設けまして、学生野球の監督等の経験をお持ちの方を、これの監督者にお願いいたしまして、現在出ております選手を逐次ここに入所させまして、素質の向上に努めておる次第でございます。なお具体的の開催の場合におきましては、出走選手を一般競業その他の方と、特別の許可なくしては、接触させないと、いうような措置をとりまして、やおちようなりあるいはやおちようをやつておるのじやないかといふような疑惑を受けないよう、防止策を講じておる次第でございます。

○小金委員　二一ハ、ハシの結果等を踏まえ起るような場合には、どういうような措置をとつてありますか。

○吉岡(千)政府委員　御指摘のようないい處の問題が原因となつて問題の生ずることが多いのでござりますので、この点につきましては特殊の写真装置によりまして、肉眼の判定をもつて疑義のある場合には、これによつて判定をいたしております。

なお改正法によりまして審判員の登録制度を設けまして、これも從来事実上やつておるわけでありますが、今回法律上の制度といたしまして、審判員につきましては、瞬間的の判定にて適性を持つておる者を、科学的にいろいろ適性検査をいたしまして、審判の誤審等による問題の発生を除去する、こういう措置をとつておる次第でございます。

○小金委員　そういう審判の任務に当される人数は全国でどのくらい今ありますか。それは必ずしも正確な数字でなくていいのです。

もう一つお尋ねいたしますが、今競走に出場する選手は、総数はどのくらいになつておりますか。おそらくA級とかB級とかC級とかにわかれておるかもしぬませんが、大体の数でよろしくうございまます。

○吉岡(千)政府委員　約五千人でござります。

○小金委員　婦人は何人ありますか。

○吉岡(千)政府委員　女子選手は五百三、四十名おります。なおA級選手が約二千名、B級選手が二千五、六百名、こういう内訳になつております。

○小金委員　それで、出場選手のA級あるいはB級の平均した収入はどのく

○吉岡(千)政府委員 昨年の十月から本年の三月までの六箇月間の平均の数字で申し上げますと、A級選手につきましては、月収の平均が五万八千七百四十九円、B級選手につきましては二万九千三十五円、女子選手につきましては三万五千九百六十五円、こういうことになつております。

○小金委員 選手がそれだけの数に上り、また所定の訓練を受けておるというので、大分そういう点は向上しつつあると思いますけれども、選手は振興会との間に雇用関係にはなつてないと思ひますが、それらの関係は法律上どういうふうになつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 競輪の選手と申しますのは、御承知のように特殊の制度でございますが、法律上の観念いたしましては、一応いわゆる自営者という形でございまして、各開催の場合に、施行者側と出場の契約を結びまして出場する、こうなうことになるうかと思ひます。

○小金委員 そうすると、それは雇用契約でも何でもなく、選手がその競輪場を借りて、走つて、勝つた者が賞にあずかる、こういうような仕組みになつておるのでですか。

○吉岡(千)政府委員 法律上の観念としては、お話を通りになると思います。

○小金委員 選手は自転車に乗つて走らなければお金がとれない、そういう立場にあるのですが、経済的には弱い点もあります。そこで選手の組合といいますか、会といいますか、そういうものがてきておるやに私たちよつと聞いておりますが、その間の実情を御説明

願います。

○吉岡(千)政府委員 従来選手が賞金の一部をお互に出し合いまして、これに振興会、施行者等が若干の補助をいたしました、選手互助会といふ共済制度をつくつておつたわけでございますが、選手自体の団体といたしましては、先月でございましたか、日本競輪選手会といふものの創立総会があつたようございまして、民法の規定による公益法人の設立許可の申請手続中のようによく承知いたしております。

○小金委員 選手の厚生設備といふまでもございまして、選手に対する厚生設備とか医療設備、それらについては万造懶なきを期しておりますと私もは思いますが、それらの事情はどうなつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 従来、選手につきましては、先ほど御説明いたしましたように、年齢等から考えまして、收入自体は必ずしも少いということも言えないとおもいますが、この取扱いの面につきましては、競輪がいろいろ、騒擾事件等を起しました関係もございまして、どちらかと申しますと、やおちようの防止とか不正行為の取締りといふ、取締り面に非常に主眼が行つております。お話をような選手の福利厚生、災害補償等につきましては十分でなかつた点があるよう考えております。この点につきましては、参議院のこの法案の御審議に際しましても、詳しく述べ受けましたので、今後私どもいたしまして、この点を十分に考慮いたしまして、選手の方の労務に報い、競輪の健全な発達に支障のないよう持つて参りたい、こう考えております。

○小金委員 選手の厚生設備といふまでもございまして、選手に対する厚生設備とか医療設備、それらについては万造懶なきを期しておりますと私もは思いますが、それらの事情はどうなつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 従来、選手につきましては、先ほど御説明いたしましたように、年齢等から考えまして、收入自体は必ずしも少いといふまでもございまして、どちらかと申しますと、やおちようの防止とか不正行為の取締りといふ、取締り面に非常に主眼が行つております。お話をような選手の福利厚生、災害補償等につきましては十分でなかつた点があるよう考えております。この点につきましては、参議院のこの法案の御審議に際しましても、詳しく述べ受けましたので、今後私どもいたしまして、この点を十分に考慮いたしまして、選手の方の労務に報い、競輪の健全な発達に支障のないよう持つて参りたい、こう考えております。

○小金委員 相当な金額に上るようになりますが、國の収入がある場合において深く掘り下げて御審議になつたと

いうことありますから、その点は私は参議院の議事録を拜見いたすことになりました。

ほかに同僚議員の御質問があるかと存じますから、ここで最後にひとつ競輪関係の収入及びその金の使途についてお伺いいたします。競輪を開始して以来、年度別でもあるいは曆年別でもようございますが、売上高とか国庫へ納めた金とか、そういう金額をここでひとつ御説明願いたいのです。もつとも配付された資料によりますと、競輪の収益及びその使途という項目の中、右以外での所要経費、四・六%が国庫に、三%が自転車振興会に対する交付金、八・三%が国庫納付金納付手続規程に認められる所要経費、一・一%が

なつております。ペーセンテージはこれまでわかりますが、内訳はどのくらいの金額になつておりますか、車券の売上げからひとつ御説明願います。

○吉岡(千)政府委員 競輪開始以来、昨年度までの売上げの総額は約一千億円でござります。昨年度の総額は五百六十億円に近い数字になつております。

○小金委員 それでその納付金の中から、自転車産業あるいはその関連産業のために、通産省の所管でもいいし、他の省の所管でもよろしいが、この法律に基いて、支出予算として組んだ金額はどのくらいになつていておりますか。

○吉岡(千)政府委員 昨年度までの総額におきまして四十五億六千五百万円、昨年度の実績は二十四億一千二百萬円、こうなつております。

○小金委員 それでその納付金の中から、自転車産業あるいはその関連産業のために、通産省の所管でもいいし、他の省の所管でもよろしいが、この法律に基いて、支出予算として組んだ金額はどのくらいになつていておりますか。

○吉岡(千)政府委員 御指摘のように大蔵省当局の歳入予算の見積りは、一

般に相当の安全性を見込む。ことに競輪のような過去におきましても開催停止等の措置をとつたこの種のものにつ

いては、ある程度一般以上の安全率を見込むというような關係があるよう

ございます。ただ傾向といたしましては、逐次売上げがふえる形にあります

ので、前年の実績によるといふことも一つの方法だと思いますが、一般論といたしましては、当該年度の歳入予定を根拠にいたしまして算定方法を明確

にいたし、また売上げが増加いたしました場合には、振興費等も増加し得

れに、都道府県、市のほかの町村を加えた記憶がありますが、そういう観点からいたしますと、これはまあ典型的な中小企業である自転車産業の振興のために納付金を使う、それから地方財政を潤す、こういうことで、提案の反面にそういう建設的な内容を持つておるので、まことにけつこうだと思うのです。ところが改正案の第十條の末項を見ますと「政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。」こういふふうになつております。今までの十條によつて、国庫に納付された金額はどのくらいになつてありますか。

○小金委員 私はこういう特別の條項を特別法に置く以上は、その通り実行してもらいたいと思う。けれどもそれができない場合にはやむを得ないとしても、一体三分の一がいいのか、二分の一がいいのか、五分の三がいいのか、これらはなかなかむずかしいと思

う。これは提案者の方でもおそらく今までの実績等を基礎にして、あるいはまたこれに対する希望を加味して、腰

だめであるいは日の勘定で、大体三分の一ぐらいを自転車産業の振興のために確保したいという御意図かと思うのですが、それらの消息はどうありますか。

○境野参議院議員 大体この條項に関しましては、私たちの希望といたしましては、全額を自転車の改良、増産その他にいたきたいというのが最初から考へてあつたのであります。今までの実績にしたというよりも聞いております。

○吉岡(千)政府委員 それで、全額を自転車産業の振興費に充てられるというような原則に相なつておるのでありますけれども、その金額の決定にあたりまして、當時占領治下にありましたので、その筋のきつい要望がありまして、大きな金額を一産業に使うことは禁ぜられておつたのであります。そしてその当時におきましては、自転車産業の実態から見まして、毎年度大体五億円ぐらいが適當なんじやないかと見られまして、当時五億円といふものを中心にして三分の一を決定されたといふべきがございましたので、私の方は本法案をつくりますときには、それでは三分の一が上へ上げられないというのならば、三分の一に相

当する金額以内ということでは、一億円でも三分の一以内になる。こういうような形態にならってはわれ／＼としては重大問題だから、ぜひ三分の一に相当する金額ということにして、以内というものを削除してくれということを再度私の方から大蔵省に要望したのありますけれども、大蔵省自身いたしまして、通産省の車両部の方と文書の打合せをして、五億円の以下には行かないんだ、五億までは必ず補助する、こういうような意味で、これを從来の大蔵省の主張のまま金額以内ということにいたしたのでありますて、今後とも私の方としては大蔵省に折衝しまして、この問題を大蔵省が納得いたしまするならば改正をしたい、こういふふうに思つておりますこと、あわせてただいま申し上げました五億というようなものでありますけれども、この第二項にあります小型自動車の方が売上金その他の非常に欠損しておりますにもかかわらず、約二千万円ばかりの補助をもらつておるような形に相なつておりますので、これが加わりますならば大体三分の一に該当する、こういうような見解を大蔵省がこつておるのでありますて、今後とも私の方は大蔵省を通じて折衝をいたす所存でございます。

い。私はこの点に關する限り相当不満を持つておるのであります。大体庶民のふところから銀樂のために出たお金でありますから、庶民階級あるいはこれに類似した中小企業者にこの金を返すことはきわめて妥当な話だと思う。これをこういうふうに刻むことには私は容易に賛成できないのであります。ことに歳入予算額の三分の一に相当する金額以内という字その他と関連して境野さんとまつたく憂いをともにするものであります。予算と實際の国庫の収入とが六億とか何億とか相当開くといふ場合において、やはり以内だから全然かまわないというのか、それともまた補正予算とか次の年度に相当考えるとかいうようなことを約束になつておるのかどうか。今承るところによれば、両省の間で内約みたようなものがあるようですが、そうであるなら予算と実収入との差額が相当出た場合はどうするか、それらについてお詫合いあるいは内規みたようなものがあるかどうか承りたい。

○ 塩野参議院議員 大体の推定といったところは相当べつであります。三億六千万円くらいのものがふえると想えております。それは従来の率で計算をして参りますと、七千万円以上売れますところは相違ありません。が今度四になりますので、それを総額に二億円も売れるような場所においてましては六・五%をかけておりましたのが、おきましては、三億六千万円といふように心得ております。

○ 小金委員 その分だけ国庫の収入が減ることになると承知してよろしくございましょうか。

○ 吉岡(千)政府委員 その通りであります。

○ 小金委員 なお今度の改正案では一定の金額に達しない場合には、国庫納付金を減免し得るということになつておると思いますが、この実例は相当の競輪場についてあります。今まで現実にあつたものですが、この点を伺います。

○ 塩野参議院議員 大体従来におきましては、松本市であるとか、あるいは彌彦であるとか、函館、松江というふうなところが收支相償のない競輪場になつておつたのであります。最近ではおきましてはそれ、改善され、また売上げも上りまして、今日收支相償をなすところは、松本一箇所になつておわけであります。そういうような関係におきまして、大体今日の法案におきましては、二千五百万円以下といふ

のに対しても減免の措置を講じた  
三千万円に行きますものは一%、これ  
は従来は一・九%でありましたので、  
○・九%減免される。三千万円から四  
千万円のものは二%であります、そ  
れから四千万円から五千万円が三%，  
五千万円から六千万円が三・五%，六  
千万円以上が初めてこの法案にうたつ  
てあります百分の四、こういうような  
計算でありますと、大体六千万円以下  
のものはそれ、○・一四%，あるい  
は○・〇八%，○・四七%というよう  
なそれ、の減額に該当する、こうい  
うよくな予定を立てております。

○小金鑑真 そういう引合はない競輪  
場とかあるいはまた非常に環境が社会的  
問題を起しそうな競輪場、あるいはまだ  
十分その目的を達しないといふよう  
なものについて、競輪場を廃止するよ  
ういうなお考へはございましょ  
うか、どうですか。

○本間政府委員 先ほど提案者の壇場  
議員から御説明がありましたが、  
全国で赤字の出でおりましたものが、  
四箇所ばかり出ておつたのであります  
が、ただいまでは一箇所になつておこ  
のであります。収支償わないといふよ  
うとなことは、やはり諸般の關係を考慮  
いたしまして、どうしても無理にこ  
めさせるというよな命令を出す  
か、そういう処分をするとかいう考  
はございませんが、詰合いをいたし  
して、あしそういう意思があるならば  
はろく詰合いをした結果、やめる  
いうよくなことになつてもいいので  
ないかというよな実は氣持を持つ  
おりますが、強制処分をするよな  
えは持つておりません。

○小笠原謙 第十七回

競輪運営審議会は通産大臣の諮問機関であります。先ほども諸問機関であるから、その意見は尊重するといふような御答弁がありましたたが、一体この諮問機関において、もうこうけう競輪場はやめたらしいだろう。——設置の許可その他について一応書いてあります。が、これをやめさせたらしいだろうとあるのは逐次こういうような方法で全競輪場のブール計算でもできるようには法律を改正してやめたらしいだろうというような方向が定められた場合には、やはりその意見を私は尊重されることと思います。これらの点についてもいろいろこまかく承りたいのですが、時間の関係もありますし、同僚の他の委員の御質問もあると思いますので、私はこの程度で質問を一応中止いたします。

観して、売上げが非常に多い一億以上  
売上げを持つておる競輪場は、非常に  
収入が多くなつておるというような不  
公平な結果になりはしないかといふこ  
とを心配しておるものであります。そ  
の点については、どうでございましょ  
うか。

○吉岡(千)政府委員 従来の実績を考  
えまして、これよりも負担がふえない、

は、單に競輪関係の国庫納付金だけであります。従いましてこれらの点は調整するわけに参りませんので、地方競馬の収入、さらに最終的には地方に対する平衡交付金の支出の関係等につきまして、地方自治庁において全般的に調整を加えまして、できる限り不均衡がないよう指置する、こういうことにしておるわけであります。

○多田委員 現在考えております軒減の率をひとつお示し願いたいと思います。  
○吉岡(千)政府委員 売上げ二千五百万円以下は免除、それから二千五百万円から三千万円の間は一%これは従来す。

○吉岡(千)政府委員　国庫納付金の關係は借用いたしました場合でも、その点につきましては従来とかわりございません。従いまして今回の措置によつて軽減される、こういうことになつております。なお競輪場を借り入れいた

今度の改訂第2案にて回収率金の額が増加するといふような結果になるようなり計算が出ておるよう聞いておりますが、実際各競輪場ごとに計算されてこらいう率が出たのかどうか、全体を組み合せてそいつた計算が出たとす

○**境野參議院議員** 場外車券場の問題  
今後弊害のない程度で増加させるとい  
うような考え方がないかどうか、この  
点についてひとつ御説明願いたいと思  
います。

全般的に競輪になると、いう程度において減免の率をきめておりますので、従来に比較いたしまして、負担のふえるところはないと思ひます。  
なお減免の比率から申しますと、売上げの多い、いろいろが比較的競輪の比率が多くなり、これは最高限度四分で切られましたので、そういうことになるわけでございますが、一面地方団体の予算のうちに占める競輪の収入の比率を考えてみると、売上げの多い、つまり世帯の大きな地方団体におきましては、競輪収入の占める比率が比較的少いございまして、どちらかと申しますと世帯の比較的小さい売上げのそろばんくないところにおいて、むしろ競輪が入金歳入中に占める割合が相当多いのです。従いましてこれらの点は、單に競輪関係の国庫納付金だけではなくて、調整するわけに參りませんので、地方競馬の収入、さらに最終的には地元に対する平衡交付金の支出の関係等につきまして、地方自治廳において全般に比較いたしまして、負担のふえるところはないと思ひます。

開催費が相当差が生ずると思うのですが、そこでおると、どうよが場合に、自然と得ざる事情として開催費が増加するのであります。そういうような事態が起りました場合は、それでも、売上げを基準にするか、あるいはそのときの実情に応じて軽減の率をきめるか、その間の事情をひとつ御説明願いたいと思います。

億から一億二千万円の間が四・七%、一  
億二千万円から一億四千万円の間が  
五・三%、以下逐次多くなりまして、  
二億円以上は六・五%、かようになつ  
ております。

○多田委員 今までの比率から見ます  
と、総体的に軽減されるというようにな  
考えられるのであります。地方の競  
輪場の所在地の事情によつて相当差が  
あると思うのであります。競輪場を  
借用して競輪を行つていらうといふよう  
な場所は、今度の改正によつて相当負  
担が——国庫納付金が増額するのでは  
ないか、増額するというよりも自らの  
収入が減額されるのではないかといふ  
ようなことを心配されておるのでござ  
います。個々の競輪場について検討し  
ました場合でも、大体において従来の  
自治体の収入を下まわるというような  
ことのないような計算になつておるの  
でありますか、その点をひとつ御説明  
願ひたい。

○多田委員 御説明によりますと、非常に合理的に考えられておるようあります。が、実際はなかなか今御説明のような実情ではないよう私ども聞いておるのであります。たとえば一つの例を申し上げますと、千葉の競輪場で大体七千万円から九千万円程度売上げがあるようありますが、六千万円以上百分の四といふことにしてしまって、從来国庫に納めておりました金額よりも、今度の改正案で納める金額が相当程度増加するということになるようであります。一方川崎市のように非常に売上げの多いところは、たとえば最近の売上げから計算しましても、現行法で九千九百万円くらい国庫納付をするというようなことになりました場合に、改正案で参りますと千四百万程度くるとも九千九百万円程度までの売上げでは國庫納付をすればよいということで、五百萬程度地方自治体の収入が増加するというような結果になりまして、少

申しましたよな趣旨におきまして、この処理の簡素化と、ある程度負担の軽減という趣旨におきまして、売上げ金額別に従来の実績を基礎にして比率をきめておるわけでございますが、将来におきまして著しく不当な結果になつたという場合におきましては、さらに大蔵当局とも話し合いまして所要の修正を加えて参りたい、とりあえずはこれでやつて参りたいとこう考えております。

○多田委員 その点はあとでいろいろ検討してみたいと思いますが、いま一つお伺いしたい点は、今度の改正法案で一番大きな問題になつておりますの

み屋の問題であります。のみ屋が関西方面で非常にはびこつてあるといふことを私ども聞いておりますし、最近関東地方でものみ屋がばっく／＼見て來てゐるようです。これは要するに競輪場に参りまして車券を買うよりも場外で車券を買いたいというような希望も一つの原因ではないかといふように考

ントというように、いわゆる売上高を基本にして軒減率をきめられるか、あるいはまた同じ競輪場にしましても、特別なレースをやる場合には、相当その競輪を開催するための経費がかかりますし、あるいはまた同じ程度の売上げの競輪場にしましても、一つの競輪場は競輪場を借りておるというような場合に、他の一つは自分で競輪場を持

一・九%でございます、それから三千円から四千円の間は二%、これは四千円から五千円の間は三%、これは従来三〇八%、それから売上げ五千円から六千円の間が三・五%、従来の実績は三・六四%、六千円以上が一律に四%でございまして、従来の実績は六千円から七千円の間が四・一五%、

します場合の借用賃貸について、これはおのずからある程度の標準のようないなものがあるようでございますが、これらの方につきまして将来著しく問題が生じました場合には、改正法案の第五條の二にございます施行者間における競輪施行の調整に関して必要な指示ができる、この條文によりまして著しく不当な要求をするというような場合

これは特定な競輪場の特別な事情による結果であるかどうか、その点よくわかりませんけれども、そういうつた弊害が各所に起るという心配がないかどうか、その点をいま一応御説明を願いたいと思います。

六

に関しましては、從来大体一県四箇所  
というようなことにしておりまして、  
それも車券売上高が一日六百五十万円  
までというような限界をしておつたの  
でありますけれども、ただいまお話を  
ありましたような点が最近私ども法案  
をつくております最中にもそういう  
問題を聞いておりますので、私どもと  
しては場外車券場の問題を聞いて  
は一應運営当局とよく相談いたしまし  
て、そういう点については善処したい、  
かのように考えております。  
○中村委員長代理 次は横田甚太郎  
君。

○横田委員 自転車競技法の一部改正  
が上程されておりますが、共産党は大  
体競輪、競輪、丁半、ベンパン、ボリ  
ス、こういうやつはみな反対なんで  
す。従いましてこれがもし全部廃止で  
あつたならば賛成するのですが、そう  
でない限りは反対的な立場に立つて質  
問するのですから、その点をよく考え  
て答弁していただきたい。

第一は共産党がこういうような競  
輪、競馬に對して反対であり、世の識  
者にこういうような反対論が多いにも  
かかわらずしかも競輪、競馬はやまな  
い。しかも競輪に對しましてはやつて  
いる主体が地方自治体である。しかも  
自治体には競輪を食いものにしている  
ところのボス政治家がたくさんおる。  
しかも自治体の人たちが地方自治体に  
金がいるのだが、金がないので火の車  
の地方財政には競輪、競馬は救いの神  
とまで言つておる。こういうようなこ  
とでは非常に困ることであつて、われ  
われがやめてほしいというような方向  
には少しも行きやしない。それどころ  
ではない。競輪、競馬を扇動する議員

たちはこういうことを言つております。川崎はくず鉄の町であつた。それが競輪、競馬をやつたがために、非常にもうかつてそこでは学校が建つた。この提楽理由によりましても、八十億円のもうけがあつたということである、また日本経済新聞の二十七年六月六日の発表によりますと、六十億円の収益があつたところ言つておる。だから世相とは別に競輪、競馬が隆盛になるように喜び、扇動しておるような行方でありますから、私はこれを前提にして質問するのですが、質問の要点は、ここにあげられましたところの六十億円あるいは八十億円なりの金額があがつて、これで病院が建ち、アパートが建つたとばかりにいたします。ところがこういうような金があがつていろいろアパートや病院や、あるいはまた学校が建つのであれば、これは健全な政治をやめり、敗戦下において民主的に再建しなければならない日本であるならば、どうしてこの金を我が正道の収入とするところの税収入の形において吸収でききないのか。これが一点の疑問なんですね。それをせずに、競輪、競馬でかすめとなるような形においてしょぼりとり、ごまかしてとつた金で学校やアパートや、あるいは病院を建てて行く、これはちようど私たちが芝居を見ます場合に、金のない人が無理やりに金をふるだくつて来て、ばくちを打つて負けて出て来たかつこうはどうかといえば、裸になつて、着るものもないから布団をかぶつて出て来る。これが観客の物笑いの種になつておる。こういう形で集められた六十億、八十億というよ

な金はのろいの種であると私は思つ、だから次官に私の聞きたいのは、要約いたしますとこういうことです。六十億、八十億の金はどういうわけで税収入として集まらないのか、このことが一つ。税収入で集まらない金でありますから集めて行くのであれば、これはタオルをしばるよう、むちやくちやに、競輪といふような、もうけに藉口してたくさんの人々に家庭における争議を起させ、しょりとつたところの不淨の金ではないだろうか、こういうことを聞きたいのですが、その点に対する答弁を願います。

わけてござりますか。これにてどうぞ。  
だけ健全性をより保持いたしまして、  
あがりました収益はできるだけ公正な  
方面に使えるよう、また競輪場に参  
りまして、好きな人々が遊びます場合  
にも、できるだけ気持よいような施設  
にいたしまして、できるだけその健全  
性を増して参りたい、そういう方面に  
ぜひ努力して参りたい、ただまのところはこういうふうに考えておるわけ  
であります。

の法律の規定によつて、再び自転車産業の振興のために使われるといふようなことは、まわり道ではなかろうかと思つのですが、その点どうですか。

○本間政府委員 御承知のように、国庫へ入りました金は、一部が自転車産業に使われておるわけでございまして、あとで残りました分は国庫の収入になり、国の予算の中に溶け込んでおるわけであります。それから開催しました主催者側の方で、収入のうち国庫納付金として納めました残りの金について、いろいろな経費がございますから、それらの経費を差引いた純益と申しますが、それを御指摘のように道路でありますとか、あるいは住宅でありますとか、学校でありますとかいうような方向へ、地方自治体の方で使つておるわけございます。従いまして私どもは、国庫納付金を納めまして、経費を差引きました純益を地方自治体が公共の利益のために使用することは、競輪をやつております現状から申しますれば、一番適当な使い方ではないかと考えておるわけでございます。従いまして開催経費を差引きました残り全部を、国庫の方に納めさせまして、それを産業の方面に全部使つたらいじやないかといふことも、一つの見方であります。御議論かと思うわけでござります。また御指摘にもありましたように、国庫へ納めました金を全部自転車産業の方面に使つておらないのは、通常産省が能力がない結果、じやないかといふ御批判がありました。これは見方によりますといろ／＼御批判があつうと思います。しかし大蔵省の建前いたしまして、これからあがりました

国庫納付金を、全部一つの産業だけに使うことはどうか、こういう立場をとつておりますので、大蔵省の方とたびたび折衝はいたしておるのでございますが、私どもいたしましては、これらのがおりました金が、できるだけ有益に使われることが望ましいわけでございまますので、そういう方向で今後も大蔵省の方との折衝は継続して参りました、こういうふうに考えておるわけでございます。

みな一緒です。だから私の言いたいのは、中国共産黨の例をとりましても、淮河治水工事のために今中国にある高良さんははつきりとその目で見て電報を打つておられます。漢口を中心になりましたところの淮河の治水工事をどうしてもやらなければいけないというので、一日に三十万人の人があ動員されてこれが完成のためにがんばつておられるのです。ここには賭博はないのです。貸元はないのです。そこでやられるものは民生の安定であつて、農業の堅実なるところの収益増なのです。だから言つります。こういうように一箇月に百五十万人、五十億の金が自転車競輪のために費される。それがために費されるところの労力、時間といふものは非常にもだなものである。今後日本が世界に伍して、アメリカに支配されずに、アメリカ人を追い返してりつぱに独立を保つためには、こういうようなまわり道をせずに、ただちに自動車産業とか自動車産業とか、あるいはあなた方のすきな航空機の製造とか、こういうようないわゆる産業それ自体の中に生に入つてこそ日本の産業が隆盛になるのじやないか。それにもかかわらず自転車を競走させることによつて自転車が売れるように考えたり、よいものができるように考えたりする観念に立つて、中共貿易に対しても実に煮え切らないわけのわからないものがあるのじやないかといふことを聞いておるのであります。ですから私の方に答弁してもらいたいのは、あなたの方の提案理由の八行目にある、一箇月の入場者百五十万、車券の売上高五十億、こういうような大むだを費して、それが自転車産業のためになると

いう考え方があるために、中国に自動車を売ることに対し一生懸命にならなければならぬようなそういうなまつちよろい通産行政になつておるんじやないですか。  
○本間政府委員 お答え申し上げます。各国によつてやはりいろいろな違ひがあろうかと思ひますが、御承知のように、やはりたくさんの人々がおられるわけでありますし、それらの人々がおの／＼個人の考え方でやつておられるわけであります。何と申しましようか、息抜きと申しますか、娛樂と申しますか、そういうものをまつたく禁止した方がよいといふ考え方もあるらかと思います。しかし御指摘にもありますか、そういうものもあつた禁止したように、大勢の人々が競輪場へ参りまして、もちろんもうけて帰られる人もありますし、ようけれども、あるいはまた損をしてがつかりして帰られる人もあるかと思ひます。そういう息抜きと申しますか、娛樂というようなものを全部とつてしまつた方がよいのだとういうお考えも、これも一つの考え方であります。できるだけ健全なものに、より健全さを確保して行きたい、そうしてできるだけ朗らかな賭博にして参りたいという努力を払いますこれが当然かと考えます。その根本の議論になりまして、そういう賭博あることは賭博類似の行為を一切やめてしまつた方がよいというお考えも確かに極端すべき御議論だとは思ひますが、現にりっぱなしと申し上げては語弊があるかもしませんが、現行法があつてやつておることでござりますので、繰

返して申し上げて恐縮であります。私どもはこの法律に従つてできるだけ健全さを増して行くような方向に努力して参りたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○横田委員 もう少し次官は円満な人格でなければいけないのに、非常に片寄つていますね。私は息抜きのため娯楽まで一切をやめてしまえと言つてゐるのではないのです。そんな禁欲主義者ではない。ソビエトだつて競馬はやつている。要は競輪、競馬はどこの国においてもやつてゐるけれども、日本やアメリカのような資本主義国においてはそれがあまりにかけごとに堕しているのであつて、自転車が走つてゐるのを見るのが目的ではなくて、車券を買つてこれならば大丈夫、おれはもうかつたとかもう知らないとかいうようなことで、百円札や千円札の数を数えるのが競輪の趣旨になつてゐるのではないかというのです。先ほどあなたは御審弁の中で車をよくするとか、気持のよい施設にするとかいうことをおつしやいましたが、日本ではまず学校の施設をよくしなければならない、公営施設を気持よくしなければならない、競輪なんかそれからあとでやればいいのです。だから私はここではつきりあなたに聞きたいのは、そんな片寄つたものの見方をされずに、もつとなめらかな気持で競輪全体についてやつていただきたい。私は非常に競輪は息抜きである、娯楽である、それゆえにこんなものまでもやめてしまえといふのは禁欲主義にひとしき。

風景だと言わされましたけれども、もつと妥協した形において自転車を走らせ、いいものをこしらえる、自転車に乗つて走る人たちの体位をよくする、そして町の産業も盛んになる、町に赤旗も立つ、町の人の娛樂も一つふえる、そういうような行き方もあるのですよ。あなた方にソビエト映画を見せたのですが、ソビエト映画はあなた方に女を買ひに行けとか人を殺せとか、金をこまがせというようなことを教えましたか。ソビエト映画を禁止しまして入れたところのアメリカ映画は、牛を殺すために人を殺すじゃないですか。そんなところつきののような人殺しのようなどろぼうのようなことばかりやつているじゃないですか。よい映画は古いものであつてもわれ／＼の目を楽しませてくれるし、トーキーはよい音楽を耳に伝えてくれます。だから私はあなたに聞きたいのは、競輪、競馬ではないのであります、札をやりとりするための殺生場と化している。それゆえにこそあの自転車はよかつたとか悪かつたという問題ではなくて、あの車に賭けたのが損をしたとかもうかつたとか、金をくれなかつた、よく調べてみると競輪ボスがこまかしていた。それで警察が来ておもしろいから石を投げたりなんかしているじやないですか。神戸の競輪場などでは一千万円もかけたものが燃えてしまつた。それを私は聞いているのです。その点はどうでしよう。

かし競輪をやるには競輪場も気持のよ  
い施設の方がいいわけでございまし

（中委員長代理退席、多武良委員

**長代理着席** しかもその競輪場の設備をよくするのには、やはり競輪からあがりました収益によつてやつておるわけでござりますから、学問の方へ使います費用でありますとか、病院の方へ使います費用をこちらの方へわけて使っておるわけではないのであります。できるだけ競輪場の方も施設をよくして参りたい。

車を見ているような狹い根性、これが保険をつけやつたらどうでしよう。しかも日本の国民のレベルだとおもしろい保証してやつたらどうでしよう。こういう者には、ほんとうの労働者も相当ないところの米価を払つておる。働く人たちに対する二百四十四円はどこから割出したのでしよう。競輪をやるところの、百円を持つて損するか得するかわからないようなやつに楽しみを与えておつて、ほんとうの労働者をする人に楽しみを与えないとあなたたのきみしい人生觀がある。競輪というものが法律によつて保障され、自由党の多数によつて擁護され、施設が改善される。施設はだれだつてきちんと改善がいいことはわかつてゐる。しかしここで考えなければならぬこととは、競輪があつだけ過ぎますと学校はもうからぬのだから、競輪が負けることになる。競輪かううけ過ぎますと学校はもうからぬのだから、競輪の設備の改善は競輪によつてもうけできない。これはりん金でやるのだからといふのですが、ふつと大事なことは学校なんですよ。学校はまるもうけできない。これはりんつから言うと、もうからぬ学校はまるうけ過ぎますと学校はもうからぬのだから、競輪の設備の改善は競輪によつてもうけできない。これがりん金でやるのだからといふのですが、ふつと大事なことは学校なんですよ。学校はまるもうけできない。これはりんつから言うと、もうからぬ学校はまるうけ過ぎますと学校はもうからぬのだから、競輪の設備の改善は競輪によつてもうけできない。これがりん

審査委員会で騒いでおるのにかかわらず、警察と学生とけんかをするのが通常となつておるのが現状なんですね。競輪でもうけたからそれで競輪場をよくして行くといふのであれば、こういうような娛樂施設、享楽施設だけがようになつて、ほんとうに日本の性根になるようなものは少しもよくならないじゃないですか、その点を聞いておるのです。その点におきまして、学校とか、健全な方にも、競輪で五十億の金をもうけられるようなもうけ、あるいはそれ以上のもうけを保証して、競輪場の施設を十五億よくするのであれば、学校の施設も十億から二十億よくするような方向に進んで行くように、通産行政の内容を切りかえて行くことがいいのじやないか。それさえもできないところに困難がある。その困難を開ける意味合いでおいて、税金はと、がもうかるだろうといふやつを、さらにもう一回こまかして、金をちょろまかすようならばくち打ちのようなやつが町全体に出てくれば、国定忠治が出て来るちやんばら映画のようなものになつてしまふのじやないかといふことを聞いておるのであります。

には、政府といたしましてはできるだけの力をそこに注いで参らなければならぬわけでござります。それは御指摘の通りでござりますが、競輪、競馬も現に法律が許してやつてあることなどさりますし、相当のファンもあることありますから、できるだけそれらの施設の改善もはかつて行くべきだという意味のことを申し上げておるわけございまして、ほかのことを犠牲にいたしまして競輪だけ栄えればよいというような考えはないわけでございませんので、その辺のところはひとつ御了解を賜わりたいと思う次第であります。

法律が許しておりますからとおつしやれども、許さなくてもよい法律であります。だから競輪の廃止というところの決議案はいくらでも出せるのであります。言つておるよう、競輪自体が目的ではないのであります。地方自治体に對しまして、費用はかさむ、仕事はふえたのに、ドツツとかシャウブとかいうような知らぬ外国人が来て教えたところの税制のやり方あるいはからくりによつてこれをやり、トルーマン大統領の言いなりでアメリカの兵隊とマーフィンというような大使が来ている限りにおいては、金のやりくりさえ自由にならないから、そのために競輪をやつてたら元になつててら錢をかせいでやりくりをして行こうというのが現状です。私はそれを聞いておるのであります。だから健全なものではないということをはつきり言われましたら質問はあつさり済むのですが、法律が許しておるからやつてはいる。許している限りは施設をよくするのだということを言うから何を抜かしているということになります。その点に対する自肃——パチソコはあなたのところの管轄ではないのですから何でしようが、ああいう競輪、競馬、パチソコ、パンパン、巡回がピストルを持つて走りまわる、こういう一連のものに対しまして、もう少し通産行政の中において何とか自肅したいということを私は聞いています。その自肅が今度の提案理由に上つてはいるところの罰金がちよつと上つたということでは自肅にならぬ。この自肅をさらに強め



中小企业崛起大会

中小企業蹶起大会に於て、左記決議を行い、之が即時貫徹を期す。

一、中小企業資金融資法を制定し、  
長期安定資金、五百億円の即時放

出を政府に要求する。  
1 農林漁業資金融通法はすでに  
制定され、三百二十億円が、十  
五ヵ年、年七分五厘で流れてい  
る。

中小企業者には安定資金の途がない。税攻勢と、金融難のため、正に破滅の危機に追込まれて居る。このことは独立後の我國經濟再建的一大障害となつて居る。よつて中小企業資金金融通法を制定し、眞面目な企業者を救う途を開く必要がある。

銀行は當利本位になり、小口で面倒な中小企業を除外して居る。よつて本法の運営に依り、中小企業金融を一元化する処置を講じ、商工組合中央金庫の機能を拡充強化をなし、政府資金を拡大し農林中金——農協金融体系と同じ中小企業体系を確立し、商工中金——信用組合に直結による系統一元化的実現を期す。

## 4 中小企業信用保険法の都道府県信用保証制度の活用の円滑化

を期するため、保険料の大幅引下げを行なう。

を期するため、保険料の大幅引下げの断行。

中小企業を育成するための法律の  
今国会通過を期す。

政府はさきに銀行法を改正し、資金の公共性発揮と大口融資抑制を行ひ、小口金融の円滑を期す意図があることを公表したが、大資本の反対で遅延していると聞くが、

此際政府の勇断を望む  
四、税の大引下断行。

1 所得税の負担点を物価指数に  
徴し、現行五万円を二十万円に  
引上げよ。

## 2 附加価値税の廢止。 3 地方税の免税点、並に、基礎

4 捨除の大幅引上の断行。  
天下り更正決定、差押え、  
競

壳の即時撤回。

制度の強化をはかれ。

## 五 不合理な税制の改革論 中小企業厅の機能を拡大し、中

## 六 生産を阻む電力料金値下げ即時 小企業省を設置せよ。

## 七、自由貿易の拡大及び中国貿易の 断行。

## 即時断行。

中小企業の福利待遇のため  
障制度を確立せよ。

## 九 中小企業者の祭日を制定せよ。 右 決議する。

昭和二十七年六月十日

自由党は特定中小企業の安定に關する臨時措置法案を提出してい。

葉の同情以外何の具体案を持つてないではないか。国民彈圧のための軍事費には幾千億の金が國庫に用意されても、中小企業者が要求する五百億の融資については何の用意もなく、又、何時用意出来るとも言明出来ないではないか、中小企業の安定を云々するのであるなれば、この大會に盛られたことを先ずこれに懸命になつて努力しなくてはならないのに、この全国大会に満足な回答さえ出来ず、中小企業の安定を云々するからこの法案が問題になつてくる。これは選舉が近いから今迄余りにも中小企業を圧迫し続け、その恨みを買つた自由党が、選舉時の一時安定が問題であつたのに、選舉に對してこの法案を持ち込むとは倫理性の低い西歐民主主義觀にたつてさえ笑う可き愚策だ。選舉は近いのだ。その勝者も国民の決定するところで、あつて、國民の支持を得た党こそが政権を握るのだから、選舉後に持ち込まれるこの様な施策は、選舉後にする可しが政治道徳であつて、これさえも守つておれないあせりにかり立てるが如きのが自由党吉田政権の中小企業への今迄の罪悪だ。自由党は大資本のあくなき儲け(利潤追求)に奉仕する資本主義政党ではないのか。戰後日本に於ける大資本とはアメリカ軍の原爆と統制と共に上陸して来たドル資本を先頭とする内外資本の儲け、それを制度化するた

めの米国政治経済に都合よきもの押しつけてあり、日本の我々の側から見れば、日本の資源日本の富、日本の國土の植民化とその支配下に日本本の総てを無力化し、占領の下に隸風化したその過程に於て益々太つた。米英資本及びそれと結びついて日本を売つてまで只己自身のボロい利得にのみあせつた内外売弁資本のことである。資本主義制度の下に於ては大資本は中小企業をその支配下におくことによつて恐慌や不況による打撃を中小企業に転嫁し、資本主義社会制度下の階級対立とその激化をほやかし、資本主義社会制度自体の持つ矛盾とその必然的崩壊を一日延ばしに回避しているのである。従つて資本主義社会制度下においては、中小企業は一切の資本主義的企業の破綻や危機の身替りであり、資金資材其の他の面で常に圧迫を受けつつ危機其のものの中に経営の難を切り抜けようと必死のあがきを続け乍ら低賃銀と労働強化で大資本の要請する生産コストの切り下げに労働者の人権を無視した生活環境を強要させる可き役割を引き受けさせられているのである。この点は自由党政権の財布の紐を握る池田蔵相がはつきり言明し続けて来た事実ではないか。昭和二十五年三月、アメリカのトルーマン政事が命じたドッジ・ラインで日本の中小企業がばた／＼と倒れた時、自由党の池田蔵相は平氣な顔で、「中小企業の倒産は当り前だ」と暴言を吐はいてはつきり正体を暴露したではないか。それを全国の中企業者は忘れていない。その後ドッジ・ライン下の銀行は池田指令を受

りて、中小企業者に対しては「貸出  
しはお断りだ」と融資を断り続け  
た。この様にして池田暴言の実践を  
やつたのではないか。当時中小企業  
者が最も必要とした電力のからくり  
も酷いものであつた。米軍の特命で  
米人の利益になる企業には電力はふ  
んだんにまわされたが、日本の中小  
企業には、「お前達の制限に反対す  
る」と企業の背骨とする電力は、保  
証されなかつた。中小企業者は企業  
経営のための僅かの電力を得るにも  
料金は高く、中小企業者は公然の秘  
密として料金以外のつけ届けの金を  
巻き上げられ、ほんの僅かの電力獲  
得のために四苦八苦しめていたのだ。  
中小企業者の少い利潤をねらつた悪  
質な電力による中小企業利潤の休の  
いい強奪だ。例を挙げれば限りがな  
い。このように中小企業を危機に押  
しやり、中小企業今日の窮状を招い  
たのはアメリカと合作した日米独占  
資本とその收奪ではないか。資本主義  
は中小企業の犠牲に於てのみ、大  
資本の存立と利得を安全にし、その  
富利を続けるものであり、資本主義  
社会の下に於ける中小企業の安定な  
んかありやしないし、資本主義政党  
が「中小企業の安定を確保し、国民  
経済の健全なる発展に資することを  
目的とする」云々なんて言つて特定  
中小企業の安定に関する臨時措置法  
案なんか出したつて出来ぬことであ  
る。それが中小企業家全国大会宣言  
決議に対し行動的に必ずやりま  
す、期待に沿いますと言えない点で  
あり、この無方針無定見、中小企業  
の危機を今日より明日へと只一時延  
ばしに押しあるのが自由党の正体で

ある。只池田暴言が兩君外幾名かの中小企業者へのおべつか法案になつた事実を見のがす可きでなかろう。選舉に際して過去の罪障消滅のためにこの様なことをやつても、もう選い、此時資本主義に対してもうわざ改良、修正主義的立場にたつ諸君は、今の選舉前の自由党の弱味につけ込んで「けつを叩いて一寸でもいい條件を」云々と、助平振るが、今はもうそんな時ではない。アメリカドル資本の毒素のしみ込んだ占領を通じ、安保政権米軍武力駐屯下の武装警官が国民と毎日衝突している現下日本では、アメリカにつながる自由党吉田安保政権を打倒することが先決であり、この旗じるしを發揮させることを一寸でもこまかす政治行動は、害こそあるが一利もない。依つて日本共産党は、日本国民の力を統一し、アメリカの不当な日本の政治経済支配を覆し、日本国民の力による政府の樹立を第一にし、その下に於てのみ日本の産業の安全を保障し、中小企業問題を片付けることが出来ると確信し、その様にして日本産業の最も弱くて、しかも量的に圧倒的に多い中小企業を育成発展させようと思うが故に、それに逆行するインチキ本法案には反対し、全国の中小企業者の要求を掲げて、益々果敢にこの実現のために闘うために、自由党政権にはつきり闘ひを宣し、妥協的何ものも残さない様にするために反対します。